

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年12月26日

【発行者の名称】

ワンビ株式会社
(OneBe, Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 加藤 貴

【本店の所在の場所】

東京都新宿区新宿四丁目3番17号

【電話番号】

03-6856-4814 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 管理本部長
荻原 裕英

【担当J-Adviserの名称】

Jトラストグローバル証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 矢田 耕一

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm>

【電話番号】

03-4560-0200 (代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおり
です。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

ワンビ株式会社
<https://www.onebe.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 中間	第19期 中間	第20期 中間	第18期	第19期
決算年月	自2023年4月1日 至2023年9月30日	自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2023年4月1日 至2024年3月31日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (千円)	232,394	236,618	288,700	466,607	513,819
経常利益 (千円)	51,349	55,102	103,269	99,584	116,655
中間（当期）純利益 (千円)	35,569	35,001	67,964	73,926	79,748
純資産額 (千円)	269,148	342,508	455,219	307,506	387,254
総資産額 (千円)	635,649	784,483	977,225	686,652	949,770
1株当たり純資産額 (円)	414.08	526.94	700.34	473.09	595.78
1株当たり配当額 （うち1株当たり 中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期） 純利益金額 (円)	54.72	53.85	104.56	113.73	122.69
潜在株式調整後1株 当たり中間（当期） 純利益金額 (円)	—	51.33	99.75	108.37	116.95
自己資本比率 (%)	42.3	43.7	46.6	44.8	40.8
自己資本利益率 (%)	14.2	10.8	16.1	27.3	23.0
株価収益率 (倍)	—	22.3	11.5	10.6	9.8
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,014	80,653	24,853	△12,319	298,286
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,060	△260	△689	8,146	△1,126
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,718	△8,102	—	△5,436	△8,102
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	504,201	575,675	816,606	503,384	792,442
従業員数（他、平均臨時 雇用者数） (人)	24 (—)	26 (—)	27 (—)	24 (1)	25 (—)

（注）1．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。

2．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3．1株当たり（中間）配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

4. 第18期中間の潜在株式調整後の1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
5. 株価収益率については、第18期中間は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社は、「私たちが、データ漏えいを防ぐ」という揺るぎない経営理念を掲げ、独自の「遠隔データ消去技術」を中核とした情報漏えい対策ソリューションを展開しております。主力製品群である「TRUST DELETE」シリーズは、企業やビジネスパーソンが日常的に使用するエンドポイントデバイス（注）1が、盗難・紛失などの不測の事態に遭遇した場合に、機密情報の漏えいを未然に防ぐことを目的に開発されたものです。これらの製品をクラウドサービス（注）2を通じたSaaS（Software as a Service）（注）3形態で提供することで、高い運用効率と優れた利便性を実現しています。

主に、社外へ持ち出したノートパソコンが盗難・置き忘れにより紛失などの所在が不明な状態でも、当社独自の技術により遠隔から起動不可の状態にしたり、保存データの完全消去指示を実行したりすることが可能です。この仕組みにより、エンドポイントデバイスを失った場合でも情報漏えいを防ぐことができ、企業の事業継続性や社会的信用の維持に貢献します。

さらに、エンドポイントデバイスのリユース・リサイクルや廃棄を行う際に欠かせないデータ消去のサービスも展開しています。データが残存した状態で廃棄・譲渡を行うことは深刻な情報漏えいリスクにつながるため、当社の技術は組織の安全なデバイスライフサイクル管理を支えています。

当社が実施するデータ消去の技術は、データ適正消去実行証明協議会（Association of Data Erase Certification、以下「ADEC」という。）から正式に認証を受けております。

そのため、当社はデータ適正消去実行証明書の発行が可能であり、第三者機関による高い信頼性の裏付けを有しています。

加えて、2025年10月に改訂されたNIST（米国国立標準技術研究所）SP800-88 Rev.2およびIEEE 2883-2022（米国電気電子学会のストレージ消去規格）にも準拠しており、世界標準に沿ったデータ消去の技術を提供しております。

（注）1．ネットワークに接続されたパソコンや携帯電話などのネットワーク端末の総称をいう。

2．インターネットなどのコンピュータネットワークを経由してITシステムを利用する仕組みの総称をいう。ソフトウェア、ハードウェアを所有してITシステムを利用することに比べ、ITシステムに掛かる開発や保守・運用の負担が軽減するだけでなく、提供者側が行うバージョンアップなどの機能改善を手間なく更新することができるなど利便性が高く、現在普及が進んでいる。

3．ソフトウェアをクラウドサービスとしてネットワーク経由で顧客に提供するサービス形態の総称をいう。

当社は、情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、以下に「TRUST DELETE シリーズ製品」と「リユース・リサイクル・廃棄デバイス向けデータ消去サービス」の二つの分野に分けて事業内容を記載いたします。

（1）TRUST DELETE シリーズ製品

これまで主要な製品として以下の製品を提供し、それぞれ別の契約を必要としておりましたが、現在は、「TRUST DELETE Zero」という製品を新たにリリースし、複数の製品を顧客が個別で選択できるワンパッケージ化したハイブリッドライセンスモデルを提供しております。顧客が契約ライセンス数の範囲内で、環境に応じて柔軟に製品を選択することで、導入時の比較検討コストや営業工数を大幅に低減できます。

また、パソコンの買い替え時の解約抑止効果も期待できます。

①TRUST DELETE prime

TRUST DELETE prime は、盗難・紛失に遭ったパソコンに保存された個人情報や機密データを遠隔からロック・消去するだけでなく、ネットワーク接続状況や位置情報の変化を常時監視し、不正利用が疑われる際には自動的にロックやアラームを発動します。

専任 IT 管理者を置けない中小企業でも安心して利用できるよう、24 時間 365 日命令を代行発行する「TRUST DELETE 24」コールセンターを設置しており、強力な運用体制を提供しています。

②TRUST DELETE Biz パナソニック版 Plus / TRUST DELETE Biz for VAIO PC (パソコンメーカー共同開発モデル)

TRUST DELETE Bizは、パソコンメーカーとの共同開発によって高いハードウェア連携を実現したモデルで、それぞれ以下の特徴があります。

(a) TRUST DELETE Biz パナソニック版Plus

- ・パナソニック社製ノートパソコンであるLet's noteに最適
- ・WAN環境のLTE網(注)4のSMS(注)5を用いて電源オフ状態のパソコンにも指令を送達
- ・BIOS(注)6領域を含む全ドライブの完全消去
- ・GPS(注)7により位置情報を取得
- ・ロック/アラームの発動もSMS経由で実行

(b) TRUST DELETE Biz for VAIO PC

- ・VAIO社との共同開発モデル
- ・インターネット非接続でもSMS経由で命令を受信
- ・UEFI(注)8上の消去プログラムにより全データを削除

③TRUST DELETE OP (オンプレミスモデル)

TRUST DELETE OPは、官公庁や高度なセキュリティ要件のある企業向けに、閉域ネットワーク専用のオンプレミス環境で利用できるモデルです。大規模導入や複数年契約が多い傾向があり、堅牢性と自由度が求められる環境に適しております。

これらの製品は、「モバイルパソコンの情報漏えいと不正利用を防ぐ」というコンセプトの下で開発され、企業のモバイルワーク環境を安心かつ安全に支えるソリューションです。

販売は、主に法人向けに代理店を介して展開しており、多くの企業が抱えていた課題である「パソコンを社外へ持ち出すリスクが高く、在宅勤務を導入できない」、「パソコンの紛失事故により、社員が処罰を受けることになる」、「パソコンを利用し、顧客への対応をもっと効率化したい」といった問題の解決に貢献しています。

- (注) 4. Wide Area Network環境におけるLong Term Evolution網の略称。LAN (Local Area Network) に比較して広い範囲におよぶネットワーク網のことをいう。第3世代携帯の通信規格(3G)を更に高速化させた3.9Gとも呼ばれる無線通信の規格の一つをいう。
5. Short Message Serviceの略称。携帯電話の電話番号を宛先として、短いテキストメッセージを送受信するサービスをいう。
6. Basic Input / Output Systemの略称。パソコンのマザーボード上に搭載されているプログラムであり、CPUやハードディスクなどのハードウェアの制御を行っている。
7. Global Positioning Systemの略称。アメリカ合衆国によって運用される全地球測位衛星システム(地球上の現在位置を測定するためのシステムのこと)をいう。
8. Unified Extensible Firmware Interfaceの略称。BIOSの後継、拡張されたファームウェアとしてハードウェアの制御を行っている。

(2) リユース・リサイクル・廃棄デバイス向けデータ消去サービス

当社は、エンドポイントデバイスの遠隔消去ソリューションに加え、エンタープライズ環境におけるストレージおよびIT資産のライフサイクル全体を通じた「データ消去証明書ビジネス」を展開しています。

主なサービスおよび製品として、エンタープライズ向けストレージおよびデバイスのデータ消去を実行する「Storage LCM」、ならびにエンタープライズが保有するIT資産へ適正な処理を行い、企業の情報漏えいなどのセキュリティリスクを低減する「TRUST WIPE」を提供しております。

特に「Storage LCM」は単にデータを消去するだけでなく、「誰が・いつ・どの機器に対して・どの方式で消去を行ったか」を第三者機関の基準に沿って証明できる点に特徴があり、コンプライアンスや監査対応の観点からも高い付加価値を提供しています。

①大型ストレージ機器向けLCM（注）9 対応製品「Storage LCM」

当社は、パソコンのみならず、データセンターや大規模なストレージ環境におけるデータ消去証明書ビジネスも展開しています。特にデータセンター事業者向けには、データセンター内に設置された多数のストレージ装置・ドライブを対象に、計画的かつ証跡性の高いデータ消去を実施するためのソリューションを提供しております。

具体的には、ネットアップ合同会社が提供するエンタープライズ向けストレージ管理ソフトウェアと連携し、ストレージ内のデータ消去処理の状態を解析することで、ADECによる第三者データ適正消去実行証明書の発行が可能です。

これにより、データセンター事業者や大規模なストレージを保有する企業は、ストレージ機器のリプレースや撤去、他システムへの転用などのIT資産のライフサイクルにおいて、適切にデータが消去されていることを、第三者の証明付きで示し、顧客企業や監督官庁に対する説明責任を果たすことができます。

②パソコン向け LCM対応製品「TRUST WIPE」

2019年12月に発生した神奈川県庁の廃棄HDD不正転売事件は、情報記憶媒体の処分方法が不適切であった場合に、重大な情報漏えい事故が発生し得ることを社会に強く印象付けました。これを背景に、総務省は2020年12月、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定・公表し、情報記憶媒体の「適正な処分」に関する要件を明確化しています。

改定されたセキュリティガイドラインでは、エンタープライズが所有するIT資産をリユース・リサイクル・廃棄する際、データが復元困難な状態になるよう適切に消去されたうえで資産を循環させることが求められています。単に機器を廃棄するだけでなく、「データの消去プロセスそのもの」が問われる時代になったといえます。

当社は、こうした要請に応えるため、ITAD（注）10 サービスを手掛ける廃棄・消去事業者や、企業・官公庁などのエンタープライズ向けに、パソコン向けLCM対応製品である「TRUST WIPE」を提供しています。

「TRUST WIPE」は、パソコンの廃棄・返却・買取・再利用など、ライフサイクル終盤のフェーズにおいて、ソフトウェアによるデータ消去を実施し、一般的な復元ツールを用いてもデータ復元が困難な状態にまで到達させることを目的としたソリューションであり、IT資産管理におけるセキュリティレベルの向上、内部統制・監査対応・コンプライアンス体制の強化、リユース・リサイクルを前提としたサステナブルなIT資産運用などに効果が期待できます。

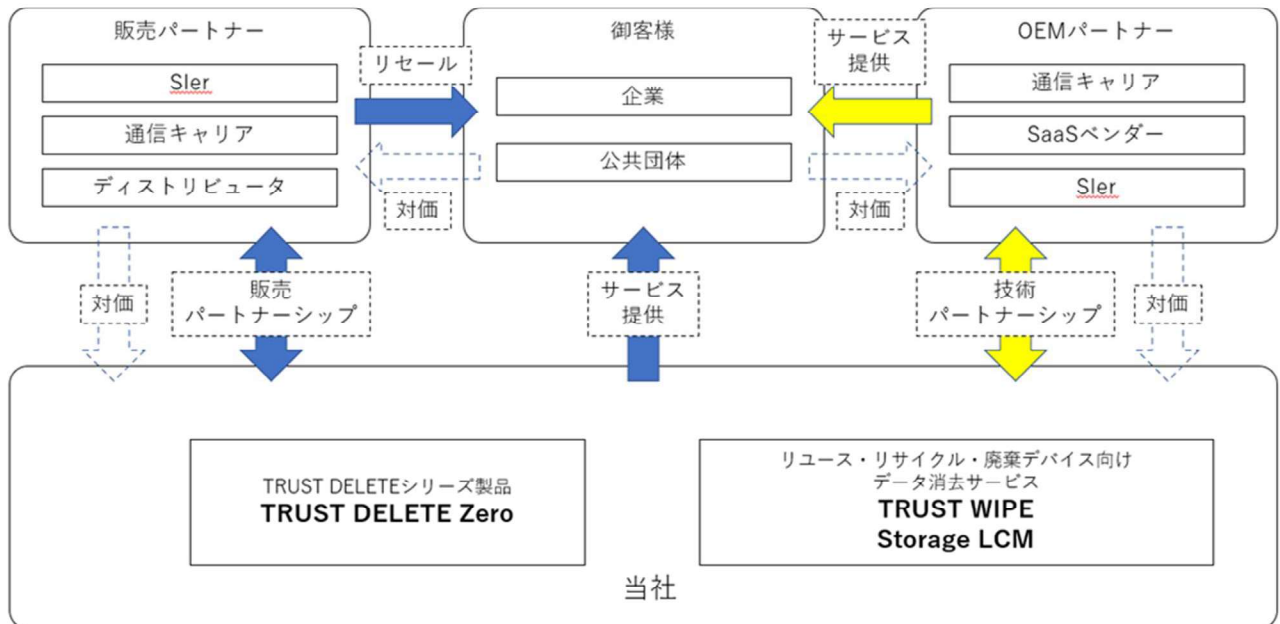
（注）9．Life Cycle Management の略称。IT 資産の選定から廃棄までのライフサイクルいう。ネットアップ合同会社が提供するエンタープライズ向けストレージ管理ソフトウェアで消去された状態を解析し、第三者データ適正消去実行証明書を発行するサービス。

10．IT Asset Disposition の略称。今までの物理破壊や磁気消去による処理では再利用できなかった IT 資産を、ソフトウェア消去により再利用できるように適正に処理することをいう。

[事業系統図]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

TRUST DELETEシリーズ製品、リユース・リサイクル・廃棄デバイス向けデータ消去サービス



3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
26	40.4	5.8	7,050

- （注） 1．従業員数は就業人員数であります。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社は情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国の経済状況は、堅調な雇用環境や個人消費の持ち直しなどにより、緩やかに回復しているものの、物価高による実質賃金の減少が続く一方で金利は上昇傾向にあり、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

また、世界経済は、米国による一連の関税措置が世界各国の経済や貿易政策に混乱をもたらしましたが、主要国間での一定の合意が進展しており、先行きの不透明感が徐々に緩和し底堅さが維持されました。しかしながら、今後も米国トランプ政権による保護主義的な貿易政策等により不確実性は増してきております。

このような状況の中、当社が属するIT業界は、IoT、AIを活用したITサービスの進展、クラウドサービスやセキュリティ対策、DX推進など、企業等の事業拡大や競争力強化に向けた戦略的なIT投資は引き続き活発な状況が続いております。

当社は主力製品である「TRUST DELETE」シリーズを中心に、モバイルパソコンの情報漏えいや不正利用を防ぐためのWindowsに特化した製品として、様々な業種の企業や官公庁、公共団体などのお客様に提供する事で収益力拡大に努めて参りました。また、2025年1月には株式会社アイキューブドシステムズの連結子会社となり、iOS及びAndroid端末等のPC資産管理市場への事業拡大を図るべく、協業の検討を進めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高288,700千円(前年同期比22.0%増)、営業利益102,543千円(前年同期比86.1%増)、経常利益103,269千円(前年同期比87.4%増)、中間純利益67,964千円(前年同期比94.2%増)となりました。

なお、当社の事業セグメントは情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末と比較して24,163千円増加し、816,606千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、24,853千円の収入となりました。

これは、税引前中間純利益の計上による収入103,269千円に対し、賞与引当金の減少による支出16,674千円、契約負債の減少による支出8,722千円、前払費用の増加による支出7,658千円、未払金の減少による支出7,111千円、売上債権の増加による支出5,137千円に拠るものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、689千円の支出となりました。

これは、無形固定資産の取得による支出649千円、差入保証金の差入による支出40千円に拠るものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローに係る取引はなく、前期末と比較して資金の増減はありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間会計期間の受注実績は、次のとおりであります。

セグメント名称	受注高 (千円)	前期同期比 (%)	受注残高 (千円)	前期同期比 (%)
情報漏えい対策 ソリューション事業	500	—	193	—
合計	500	—	193	—

(注) 受注高および受注残高の前年同期比については、前年同期実績がないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を製品/サービスごとに示すと、次のとおりであります。

製品/ サービス	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		前年同期比 (%)
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	
TRUST DELETE シリーズ製品	220,562	93.2	271,310	94.0	123.0%
データ消去 証明書ビジネス	7,452	3.2	9,438	3.3	126.6%
保守	7,871	3.3	5,030	1.7	63.9%
開発	151	0.1	1,840	0.6	—
その他	580	0.2	1,080	0.4	186.1%
合計	236,618	100.0	288,700	100.0	122.0%

- (注) 1. 当社は、「情報漏えい対策ソリューション事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 前年同期比が1,000%を超える製品/サービスについては、前年同期比を記載しておりません。
3. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	売上高 (千円)	割合 (%)	売上高 (千円)	割合 (%)
株式会社ネットワーク	30,632	12.9	47,781	16.6
パナソニックコネクタ株式会社	44,280	18.7	43,847	15.2
SB C&S株式会社	32,945	13.9	38,630	13.4

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間においては、当社の対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2024年1月11日上場いたしました。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年2月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

（1）債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続に

よる場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第 311 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

ソフトウェア提供許諾契約

相手先の名称	相手先の所在地	提供許諾ソフトウェア	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社 ウルトラエックス	日本	Flash Erase	2020年 6月15日	書面による申出の 無い限り自動更新	ソフトウェアを有 償で受ける権利

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この中間財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末の流動資産は956,215千円となり、前事業年度末に比べ37,284千円増加いたしました。これは主に現金預金が24,163千円、前払費用が7,894千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末の固定資産は21,010千円となり、前事業年度末に比べ9,828千円減少いたしました。これは主に繰延税金資産が8,245千円、ソフトウェアが2,016千円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末の流動負債は370,061千円となり、前事業年度末に比べ43,022千円減少いたしました。これは主に契約負債が11,236千円、賞与引当金が9,174千円、未払法人税等が7,782千円、役員賞与引当金が7,500千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末の固定負債は151,944千円となり、前事業年度末に比べ2,513千円増加いたしました。これは契約負債の増加によるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の合計は455,219千円となり、前事業年度末に比べ67,964千円増加いたしました。これは利益剰余金の増加によるものであります。

（３）経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの状況

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	1,350,000	650,000	650,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	2,000,000	1,350,000	650,000	650,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（2019年3月26日臨時株主総会決議）

区分	当中間会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数（個）	810 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	431 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年3月27日 至 2029年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 431 資本組入額 216	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
上記5. に準じて決定する。

第4回新株予約権（2019年6月28日定時株主総会決議）

区分	当中間会計期間末現在 （2025年9月30日）	公表日の前月末現在 （2025年11月30日）
新株予約権の数（個）	60 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	431 （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年6月29日 至 2029年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 431 資本組入額 216	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株

式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
上記5. に準じて決定する。

第5回新株予約権（2020年3月25日臨時株主総会決議）

区分	当中間会計期間末現在 （2025年9月30日）	公表日の前月末現在 （2025年11月30日）
新株予約権の数（個）	275 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,750 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,090 （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年3月26日 至 2030年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,090 資本組入額 545	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6	同左

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は50株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株

式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
上記5. に準じて決定する。

第7回新株予約権（2021年6月29日定時株主総会決議）

区分	当中間会計期間末現在 （2025年9月30日）	公表日の前月末現在 （2025年11月30日）
新株予約権の数（個）	420 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,000 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,090 （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年6月30日 至 2031年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,090 資本組入額 545	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株

式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
上記5. に準じて決定する。

第8回新株予約権（2023年6月29日定時株主総会決議）

区分	当中間会計期間末現在 （2025年9月30日）	公表日の前月末現在 （2025年11月30日）
新株予約権の数（個）	65	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,250 （注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,100 （注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年6月30日 至 2033年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,100 資本組入額 550	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部または一部を第三者に譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で

調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の種類及び数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（調整がなされた場合には調整後の行使価額）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれ

か遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
上記 4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
上記 5. に準じて決定する。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2025年9月30日	—	650,000	—	67,000	—	50,000

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社アイキューブド システムズ	福岡県福岡市中央区天神4丁目 1番37号	350,000	53.85
加藤 貴	東京都日野市	198,900	30.60
板井 清司	東京都北区	81,500	12.54
筑地 宏次	静岡県静岡市	19,500	3.00
荻原 裕英	東京都目黒区	100	0.01
合計		650,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数 （個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 650,000	6,500	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	650,000	—	—
総株主の議決権	—	6,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の事業年度別最高・最低株価】

回次	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）2025年4月から2025年9月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報の公表日までの役員の移動はありません。

第6【経理の状況】

1【中間財務諸表の作成方法について】

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)の規定に基づき、作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(3) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2【監査証明について】

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、そうせい監査法人による期中レビューを受けております。

3【中間連結財務諸表について】

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	792,442	816,606
売掛金	123,413	128,550
前払費用	3,054	10,949
その他流動資産	20	108
流動資産合計	918,931	956,215
固定資産		
有形固定資産		
建物	770	770
工具器具備品	308	308
減価償却累計額	△1,004	△1,024
有形固定資産合計	73	54
無形固定資産		
ソフトウェア	4,707	2,691
ソフトウェア仮勘定	—	649
無形固定資産合計	4,707	3,340
投資その他の資産		
差入保証金	1,560	1,600
長期前払費用	669	433
繰延税金資産	23,827	15,581
投資その他の資産合計	26,056	17,614
固定資産合計	30,838	21,010
資産合計	949,770	977,225

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,787	4,662
未払金	10,377	3,265
未払費用	21,782	21,278
未払法人税等	34,842	27,059
未払消費税等	12,937	13,361
賞与引当金	20,092	10,917
役員賞与引当金	15,000	7,500
契約負債	291,560	280,324
その他流動負債	1,703	1,691
流動負債合計	413,084	370,061
固定負債		
契約負債	149,141	151,654
資産除去債務	290	290
固定負債合計	149,431	151,944
負債合計	562,515	522,006
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,000	67,000
資本剰余金	50,000	50,000
利益剰余金	270,254	338,219
株主資本合計	387,254	455,219
純資産合計	387,254	455,219
負債純資産合計	949,770	977,225

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	236,618	288,700
売上原価	69,600	74,045
売上総利益	167,017	214,654
販売費及び一般管理費	※111,926	※112,111
営業利益	55,090	102,543
営業外収益		
受取利息	21	480
雑収入	16	246
営業外収益合計	37	726
営業外費用		
支払利息	25	—
営業外費用合計	25	—
経常利益	55,102	103,269
税引前中間純利益	55,102	103,269
法人税、住民税及び事業税	15,392	27,059
法人税等調整額	4,707	8,245
法人税等合計	20,100	35,305
中間純利益	35,001	67,964

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	55,102	103,269
減価償却費	2,849	2,035
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8,917	△16,674
受取利息及び受取配当金	△21	△480
支払利息	25	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,037	△5,137
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,935	△7,658
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,860	△125
未払金の増減額 (△は減少)	△5,869	△7,111
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,434	△503
契約負債の増減額 (△は減少)	77,733	△8,722
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,392	423
その他	△1,887	△99
小計	83,138	59,215
利息及び配当金の受取額	21	480
利息の支払額	△25	—
法人税等の支払額	△2,480	△34,842
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,653	24,853
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	—	△649
差入保証金の差入による支出	△260	△40
投資活動によるキャッシュ・フロー	△260	△689
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△8,102	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,102	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	72,291	24,163
現金及び現金同等物の期首残高	503,384	792,442
現金及び現金同等物の中間期末残高	※575,675	※816,606

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
役員報酬	24,498 千円	24,498 千円
給料手当	36,791 千円	32,191 千円
賞与	477 千円	—
役員賞与引当金繰入額	6,504 千円	7,500 千円
賞与引当金繰入額	4,907 千円	3,229 千円
法定福利費	9,706 千円	8,464 千円
広告宣伝費	2,486 千円	3,812 千円
旅費交通費	2,204 千円	3,929 千円
支払報酬	9,460 千円	8,675 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
現金預金勘定	575,675 千円	816,606 千円
現金及び現金同等物	575,675 千円	816,606 千円

(資産除去債務関係)

当社は、退去時における原状回復に係る責務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	情報漏えい対策ソリューション事業
一時点で移転される財及びサービス	3,752 千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	232,865 千円
顧客との契約から生じる収益	236,618 千円
外部顧客との売上高	236,618 千円

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	情報漏えい対策ソリューション事業
一時点で移転される財及びサービス	8,852 千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	279,848 千円
顧客との契約から生じる収益	288,700 千円
外部顧客との売上高	288,700 千円

(セグメント情報等)

当社は、情報漏えい対策ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1株当たり中間純利益金額	53 円 85 銭	104 円 56 銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	51 円 33 銭	99 円 75 銭

(注) 1株当たり中間純利益および潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益 (千円)	35,001	67,964
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	35,001	67,964
普通株式の期中平均株式数 (株)	650,000	650,000
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益		
中間純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	31,898	31,332
(うち新株予約権 (株))	(31,898)	(31,332)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】
該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はございません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月26日

ワンビ株式会社
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 菊 池 慎太郎

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 飯 田 夏 希

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているワンビ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワンビ株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。